

# 学則

## 第 1 章 総 則

(大学の目的)

第 1 条 本学は、教育基本法にのっとり、広く一般教養を高めるとともに、高い倫理観を養成し、より深い専門知識と技術を教授研究し、国民の保健に対する社会の要望に応えうる技術と能力を備えた人材の育成に努めることを目的とする。

(保健医療学部の目的)

第 1 条の 2 保健医療学部（本条において以下「本学部」という。）は、大学の目的にのっとり、保健医療に関わる医療人に求められる広い一般教養と高い倫理観を養成するとともに、より深い保健医療に関する専門知識と技術を教授研究し、保健医療に対する社会の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成に努める。

2 本学部におく各学科の教育研究上の目的は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本学部はり灸・スポーツトレーナー学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い東洋医学系物理的治療に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い鍼灸医学系の人材の育成に努める。

(2) 本学部理学療法学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い理学療法に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い理学療法士の人材の育成に努める。

(3) 本学部作業療法学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い作業療法に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い作業療法学系の人材の育成に努める。

(4) 本学部ヘルスプロモーション整復学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、保健と柔道整復に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い保健医療学系の人材の育成に努める。

(5) 本学部臨床検査学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養・高い倫理観と高度な専門知識・技術をもとに臨床検査を遂行し、チーム医療の一員として社会に役立つ使命感を持った人材の育成に努める。

(保健看護学部の目的)

第 1 条の 3 保健看護学部（本条において以下「本学部」という。）は、大学の目的にのっとり、保健看護に関わる医療人に求められる広い一般教養と高い倫理観を養成するとともに、より深い保健看護に関する専門知識と技術を教授研究し、保健看護に対する社会の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成に努める。

2 本学部保健看護学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養、豊かな人間性、及び高い倫理観を養成し、保健看護に関するより深い専門知識と技術を教授研究し、保健看護の実践・教育・研究など広い分野で活躍できる質の高い人材の育成に努める。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(個人情報保護)

第 3 条 学生が本学に届け出た氏名、住所等の情報並びに在学中の記録等（以下「個人情報」という。）は、本学が行う教育及び学生サービス等以外の目的に利用してはならない。

2 個人情報は、本人の同意がある場合もしくは別に定める例外の場合を除いて、第三者に開示してはならない。

## 第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第 4 条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	200名
	理学療法学科	60名	240名
	作業療法学科	40名	160名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	160名
	臨床検査学科	60名	240名
保健看護学部	保健看護学科	90名	360名

(修業年限及び在学年限)

第 5 条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### 第 3 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 7 条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 創立記念日 10月27日

(4) 夏期休業日 8月5日から9月15日まで

(5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業日 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第 4 章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第 9 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第 10 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を

添えて願出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 入学手続きの際に、保証人を届け出るものとする。

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第14条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第2項又は同第177条に規定する者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(再入学、転入学)

第15条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第17条 学生は疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができないときは、学長に届け出て休学することができる。

2 疾病を理由とする休学届には医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 教育課程及び履修方法は別表第1のとおりとする。

2 学生は、他学部又は他学科の授業科目を履修して、修得した科目の単位を卒業に必要な単位数に算入することができる。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを利用して行う必要があるときは、あらかじめ指定した日時、パーソナルコンピュータその他双方向の通信手段により行うことができる。

3 前項の授業は、教室等以外の場所で行うことができる。

4 第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

5 第2項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、配当学年ごとに所定の単位を与える。

(学修の評価)

第25条 試験等の評価はS、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、60単位を超えないこととする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、前条により本学において修得したものと認定する単位数とあわせて60単位を超えないこととする。

(入学前の既取得単位の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学等において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないこととする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 学生が第26条又は第27条により本学以外において授業科目の履修を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で修得した科目及び単位の取り扱い)

第30条 本学以外において修得した科目及び単位の取り扱いについては、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業)

第31条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者について卒業を認定し、学位記を授与する。

(学位)

第32条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	学士(鍼灸学)
	理学療法学科	学士(理学療法)
	作業療法学科	学士(作業療法)

ヘルスプロモーション整復学科	学士（保健医療学）
臨床検査学科	学士（保健衛生学）
保健看護学部 保健看護学科	学士（看護学）

## 第 7 章 検定料、入学金、授業料その他の費用

（検定料等の金額）

第 3 3 条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第 2 のとおりとする。

（授業料等の納入期）

第 3 4 条 授業料等は別表第 2 に定める期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

（退学及び停学の場合の授業料等）

第 3 5 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

（休学の場合の授業料等）

第 3 6 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

（復学の場合の授業料等）

第 3 7 条 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

2 休学期間が 1 年を超えて復学した者に係る授業料等の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（学年の途中で卒業する見込みの者の授業料等）

第 3 8 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

（納付した授業料等）

第 3 9 条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

## 第 8 章 教職員組織

（教職員組織）

第 4 0 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員、技術職員、その他の職員を置く。

2 本学に必要な応じて副学長を置くことができる。

## 第 9 章 大学運営会議及び教授会

（大学運営会議）

第 4 1 条 本学に大学運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、教学における内部質保証のための基本方針と大学運営に関する重要事項について審議する。

3 運営会議の組織及び運営に関して必要な事項は学長が別に定める。

（教授会）

第 4 2 条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の学部長及び当該学部の教授をもって組織する。

3 教授会の構成には、必要に応じ、教授以外の教職員を加えることができる。

4 学長は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該学部教授会の意見を聴くものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について、意見を述べるることができる。

6 教授会は、第 4 項に規定するもののほか、学長の指示する事項に対し、速やかに意見を述べなければならない。

7 学長が必要と認めた場合は、学部合同の教授会及び特別教授会を開催することができる。

8 教授会の組織及び運営に関して必要な事項は学長が別に定める。

## 第10章 科目等履修生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第43条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として学長が許可することがある。

2 科目等履修生の学費は別表第3のとおりとする。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第45条 本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として学長が許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関して必要な事項は別に定める。

## 第12章 厚生及び保健

(保健室及び厚生施設等)

第48条 本学に保健室及び学生の厚生に関する施設等を置く。

(健康診断)

第49条 職員及び学生のため、毎年1回以上健康診断を行う。

## 第13章 附属施設

(附属施設)

第50条 本学に、次の附属施設を置く。

(1) 附属図書館

(2) 附属保健医療施設

2 前項各号に掲げる附属施設に関する規程は学長が別に定める。

## 第14章 奨学制度

(奨学制度)

第51条 学長は、学業及び人格が特に優秀な学生に対して、学費の減免又は貸与等の特典を与えることがある。

附 則

1. この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成19年4月1日から施行する。
2. 平成18年4月1日以前の入学者が、平成19年4月1日以降施行の学則別表第1により履修する場合の学生納付金は、平成19年4月1日施行の学則別表第2の金額とする。

附 則

1. この学則は平成20年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部鍼灸学科」の規定は、平成20年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、平成19年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第1条の2は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成21年度から平成23年度までの学生定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	学科	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
保健医療学部	鍼灸学科	100名	—	400名	100名	—	400名	100名	—	400名
	理学療法学科	40名	—	120名	40名	—	160名	40名	—	160名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	—	80名	40名	—	120名	40名	—	160名
保健看護学部	保健看護学科	80名	—	80名	80名	—	160名	80名	8名 (3年次)	248名

附 則

1. この学則は平成22年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第2（学生納付金）の「1. 保健医療学部 鍼灸学科」の規定は、平成22年4月1日以降の1年次入学者から適用する。

附 則

1. この学則は平成24年4月1日から施行する。
2. 改正後の第1条の2第2項第1号、第4条、第32条、別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」、別表第2（学生納付金）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」の規定は、平成24年4月1日以降の1年次入学者から適用する。
3. 平成24年度から平成26年度までの学生定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
保健医療学部	鍼灸学科/はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	—	350名	50名	—	300名	50名	—	250名
	理学療法学科	40名	—	160名	40名	—	160名	40名	—	160名

	ヘルスプロモーション整復学科	40名	—	160名	40名	—	160名	40名	—	160名
保健看護学部	保健看護学科	80名	8名 (3年次)	336名	80名	8名 (3年次)	336名	80名	8名 (3年次)	336名

4. 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」、「4. 保健看護学部 保健看護学科」、別表第2（学生納付金）の規定は、平成24年4月1日以降の1年次入学者から適用する。

附 則

- この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」の規定は、平成25年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、平成24年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1（教育課程）の「3. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整復学科」の規定は、平成27年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、平成26年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年度から平成29年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	理学療法学科	60名	180名	60名	200名	60名	220名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	160名	40名	160名	40名	160名
	臨床検査学科	50名	150名	50名	200名	50名	200名
保健看護学部	保健看護学科	90名	338名	90名	340名	90名	350名

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成25年4月1日施行の附則2.の「教授会が特に必要と認めた授業科目については」を、「学長が特に必要と認めた授業科目については」に読み替える。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1（教育課程）の「4. 保健医療学部 臨床検査学科」の規定は、平成28年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学



長が特に必要と認めた授業科目については、平成27年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成30年度から平成32年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	理学療法学科	60名	240名	60名	240名	60名	240名
	作業療法学科	40名	40名	40名	80名	40名	120名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	160名	40名	160名	40名	160名
	臨床検査学科	60名	210名	60名	220名	60名	230名
保健看護学部	保健看護学科	90名	360名	90名	360名	90名	360名

3. 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」「4. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整復学科」「5. 保健医療学部 臨床検査学科」の規定は、平成30年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、平成29年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1（教育課程）の「2. 保健医療学部 理学療法学科」および「3. 保健医療学部 作業療法学科」の規定は、令和2年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、令和元年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

附 則

1. この学則は、令和4年10月1日から施行する

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」、「2. 保健医療学部 理学療法学科」、「3. 保健医療学部 作業療法学科」および「4. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整復学科」の規定は、令和6年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、令和5年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

別表第1 教育課程（第21条・第31条関係）

1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科

区 分	授 業 科 目 名	単位数		備 考			
		必修	選択				
総 合 教 育 科 目		大学入門セミナー	1		必修 1 単位		
	科学的思考の 基盤	科学の基礎		1	必修 2 単位 + 選択 4 単位以上		
		統計学の基礎		1			
		情報科学 I	1				
		情報科学 II	1				
		生命のしくみ		2			
		物質と自然のしくみ		2			
		生命の化学		2			
	人間と生活	生命倫理	2		必修 3 単位 + 選択 7 単位以上		
		日本国憲法（法の基礎知識）		2			
		心理学		2			
		スポーツと健康		2			
		生涯スポーツ I	1				
		生涯スポーツ II		1			
		社会学		2			
		社会福祉論		2			
		教育学		2			
	言語とコミュニ ケーション	英語表現法 I	1		必修 5 単位 + 選択 2 単位以上		
		英語表現法 II	1				
		英語表現法 III	1				
		英語表現法 IV		1			
		国語表現法	1				
		中国語 I		1			
		中国語 II		1			
		コミュニケーション学	1				
	専 門 教 育 科 目	専門基礎	人体の構造 I	2		必修 26 単位 + 選択 1 単位以上	左記 以外 で専 門教 育科 目の 選択 17単 位以 上
			人体の構造 II	2			
			人体の構造演習	1			
基礎運動学			1				
人体の機能 I			2				
人体の機能 II			2				
病因・病態学 I			1				
病因・病態学 II			1				
臨床医学 I（医学総論）			1				

	臨床医学Ⅱ（外科系）	1	
	臨床医学Ⅲ（内科系1）	1	
	臨床医学Ⅳ（内科系2）	1	
	リハビリテーション論Ⅰ	1	
	リハビリテーション論Ⅱ	1	
	衛生・公衆衛生学Ⅰ	1	
	衛生・公衆衛生学Ⅱ	1	
	鍼灸のリスクマネジメント	1	
	医事法規	2	
	運動生理学	2	
	食品栄養学	1	
	トレーニング科学		1
	バイオメカニクス		1
	コンディショニングⅠ		1
	コンディショニングⅡ		2
	リコンディショニングⅠ		1
	リコンディショニングⅡ		2
	スポーツ外傷・障害の予防(テーピング)		1
	スポーツ医学概論		1
	安全・健康管理とスポーツ外傷・障害の予防Ⅰ		1
	安全・健康管理とスポーツ外傷・障害の予防Ⅱ		1
	救急対応		1
東洋医学系	東洋医学概論Ⅰ	1	必修38単位＋選択6単位以上、尚「トリガーポイント鍼療法」「スポーツ鍼灸治療」「運動器の触察法」「臓腑経脈治療」の内必ず1科目以上を選択すること
	東洋医学概論Ⅱ	1	
	鍼灸基礎実習Ⅰ（鍼基礎）	1	
	鍼灸基礎実習Ⅱ（灸基礎）	2	
	鍼灸基礎実習Ⅲ（鍼灸応用1）	2	
	鍼灸基礎実習Ⅳ（鍼灸応用2）	2	
	経絡経穴学Ⅰ	1	
	経絡経穴学Ⅱ	1	
	経絡経穴学Ⅲ	1	
	鍼灸理論Ⅰ（基礎）	1	
	鍼灸理論Ⅱ（応用）	1	
	東洋医学臨床論Ⅰ	2	

	東洋医学臨床論Ⅱ	2		
	鍼灸理学併用療法実習Ⅰ	1		
	鍼灸理学併用療法実習Ⅱ	1		
	鍼灸治療実習Ⅰ（運動器系）	2		
	鍼灸治療実習Ⅱ（神経系）	2		
	鍼灸治療実習Ⅲ（内科系）	2		
	鍼灸診察法Ⅰ	2		
	鍼灸診察法Ⅱ	2		
	鍼灸臨床実習Ⅰ	3		
	鍼灸臨床実習Ⅱ	1		
	鍼灸関連療法	2		
	経絡経穴治療		2	
	トリガーポイント概論		2	
	スポーツ鍼灸特論		2	
	レディース鍼灸	2		
	トリガーポイント鍼療法		1	
	現代鍼灸学		2	
	スポーツ鍼灸治療		1	
	運動器の触擦法		1	
	鍼灸美容		2	
	臓腑経脈治療		1	
総合領域	キャリア形成セミナーⅠ	1		必修10単位＋選択6 単位以上
	キャリア形成セミナーⅡ	1		
	医学概論	2		
	総合演習Ⅰ	1		
	総合演習Ⅱ	3		
	総合ゼミ	2		
	アロマセラピー		1	
	アスレティックトレーナー概論		1	
	スポーツ社会学		1	
	スポーツコーチング論		1	
	スポーツトレーニング論Ⅰ		1	
	スポーツトレーニング論Ⅱ		1	
	障がい者スポーツ論		1	
	JSPQ-ATの役割		2	
	トレーナー現場実習Ⅰ		2	
	トレーナー現場実習Ⅱ		2	

	トレーナー現場実習Ⅲ		2	
	インターンシップ実習		1	
	健康運動実習Ⅰ		1	
	健康運動実習Ⅱ		1	
	健康管理学		2	
	健康づくり概論		2	
	応急処置実習		1	
	フィットネス実習Ⅰ		1	

卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。

## 2. 保健医療学部 理学療法学科

区 分	授 業 科 目 名	単位数		備 考	
		必修	選択		
総 合 教 育 科 目	大学入門セミナー	1		必修1単位	
	科学的思考の 基盤	科学の基礎		1	必修2単位＋選択4単位以上
		生命のしくみ		2	
		生命の化学		2	
		統計学の基礎		1	
		物質と自然のしくみ		2	
		情報科学Ⅰ	1		
		情報科学Ⅱ	1		
		人間と生活	生命倫理	2	
	日本国憲法（法の基礎知識）		2		
	心理学		2		
	スポーツと健康		2		
	生涯スポーツⅠ	1			
	生涯スポーツⅡ		1		
	社会学		2		
	社会福祉論		2		
	教育学		2		
	言語とコミュ ニケーション	英語表現法Ⅰ	1		必修3単位＋選択4単位以上
		英語表現法Ⅱ	1		
		英語表現法Ⅲ	1		
		英語表現法Ⅳ		1	
医療英語			1		
国語表現法			1		
コミュニケーション学			1		

		手話		1		
専 門 教 育 科 目	専門基礎	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造 I	2		必修 13 単位
			人体の構造 II	1		
			人体の構造演習	1		
			人体の機能 I	2		
			人体の機能 II	1		
			人体の機能演習	1		
			基礎運動学 I	1		
			基礎運動学 II	1		
			基礎運動学演習	1		
			人間発達学	2		
	専門基礎	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	2		必修 16 単位 + 選択 2 単位以上
			衛生・公衆衛生学 I	1		
			衛生・公衆衛生学 II		1	
			病因・病態学 I	1		
			病因・病態学 II	1		
			臨床疾患学 (内科)	1		
			臨床疾患学 (外科)	1		
			臨床内科学各論		1	
			臨床外科学各論		1	
			整形外科学	1		
			神経内科学	1		
			臨床心理学概論	1		
			精神医学	1		
			画像解析学概論	1		
			加齢医学		1	
			薬理学の基礎	1		
			障がいとスポーツ	1		
			免疫学		1	
			栄養学の基礎	1		
			医療統計	1		
	保健医療福祉とリハビリテーション	リハビリテーション概論	2		必修 4 単位	
		保健医療福祉概論	2			
	理学療	基礎理学療法学	理学療法概論	1		必修 10 単位
運動療法概論			2			
運動療法概論演習			1			

法 専 門		日常生活活動学	1			
		動作分析学	1			
		感染管理学	1			
		安全管理学	1			
		理学療法管理学	2			
	理学療法評価学		評価学総論	2		必修6単位
			評価学演習Ⅰ	1		
			評価学演習Ⅱ	1		
			検査測定学	1		
			評価学演習Ⅲ	1		
	理学療法治療学		骨関節疾患理学療法学Ⅰ	2		必修20単位
			骨関節疾患理学療法学Ⅱ	2		
			脳血管障害理学療法学Ⅰ	2		
			脳血管障害理学療法学Ⅱ	2		
			神経筋疾患理学療法学Ⅰ	1		
			神経筋疾患理学療法学Ⅱ	1		
			小児疾患理学療法学Ⅰ	1		
			小児疾患理学療法学Ⅱ	1		
			脊髄損傷理学療法学	1		
			老人理学療法学	1		
		内部障害理学療法学	1			
		義肢装具学	1			
		義肢装具学演習	1			
		物理療法学	1			
		物理療法学演習	1			
	総合理学療法学	1				
地域理学療法 学		地域理学療法学総論	1		必修3単位	
		地域理学療法学各論	2			
臨床実習		理学療法評価実習	7		必修20単位	
		理学療法臨床実習Ⅰ	6			
		理学療法臨床実習Ⅱ	7			
発展科目		東洋医学概論		1	必修7単位+選択3単位以上	
		東洋医学と理学療法特論		1		
		神経難病理学療法特論	1			
		精神疾患理学療法特論	1			
		スポーツ理学療法特論		1		
		理学療法導入セミナー	1			

		国際リハビリテーション学		1
		キャリア形成セミナー	1	
		理学療法研究法	3	
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。				

### 3. 保健医療学部 作業療法学科

区 分		授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
			必修	選択		
総合 教育 科目	科学的思考の 基盤	大学入門セミナー	1		必修1単位	
		科学の基礎		1	必修2単位+選択4単位以上	
		生命のしくみ		2		
		生命の化学		2		
		統計学の基礎		1		
		物質と自然のしくみ		2		
		情報科学Ⅰ	1			
		情報科学Ⅱ	1			
	人間と生活	生命倫理	2			必修3単位+選択7単位以上
		日本国憲法（法の基礎知識）		2		
		心理学		2		
		スポーツと健康		2		
		生涯スポーツⅠ	1			
		生涯スポーツⅡ		1		
		社会学		2		
		社会福祉論		2		
		教育学		2		
	言語とコミュ ニケーション	英語表現法Ⅰ	1		必修3単位+選択4単位以上	
		英語表現法Ⅱ	1			
		英語表現法Ⅲ	1			
		英語表現法Ⅳ		1		
		医療英語		1		
		国語表現法		1		
		コミュニケーション学		1		
		手話		1		
	専門 教育 科	専門 基礎 人体の構造と 機能及び心身 の発達	人体の構造Ⅰ	2		必修13単位
			人体の構造Ⅱ	1		
			人体の構造演習	1		
人体の機能Ⅰ			2			



目		人体の機能Ⅱ	1			
		人体の機能演習	1			
		基礎運動学Ⅰ	1			
		基礎運動学Ⅱ	1			
		基礎運動学演習	1			
		人間発達学	2			
	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促 進	医学概論	2		必修16単位+選択1単位以上	
		衛生・公衆衛生学Ⅰ	1			
		衛生・公衆衛生学Ⅱ			1	
		病因・病態学Ⅰ	1			
		病因・病態学Ⅱ	1			
		臨床疾患学（内科）	1			
		臨床疾患学（外科）	1			
		整形外科学	1			
		神経内科学	1			
		臨床心理学概論	1			
		精神医学	1			
		画像解析学概論	1			
		加齢医学	1			
		薬理学の基礎	1			
障がいとスポーツ		1				
免疫学				1		
栄養学の基礎		1				
臨床生理学				1		
医療統計			1			
保健医療福祉 とリハビリテ ーション	リハビリテーション概論	2		必修4単位		
	保健医療福祉概論	2				
専門 教育科目	作業療法専門	基礎作業療法 学	作業療法学概論	2		必修12単位
		作業療法理論	2			
		基礎作業学	1			
		精神疾患とその障害	1			
		小児期の疾患とその障害	1			
		動作解析学	1			
		作業療法安全管理学	1			
		作業療法管理学	1			
		作業療法総合ゼミ	2			

作業療法評価学	作業療法評価学総論	1		必修7単位
	身体障害作業療法評価学	1		
	精神障害作業療法評価学	1		
	発達障害作業療法評価学	1		
	老年期障害作業療法評価学	1		
	日常生活活動評価学	1		
	高次脳機能障害評価学	1		
作業療法治療学	身体障害作業療法治療学Ⅰ	1		必修15単位+選択4単位以上
	身体障害作業療法治療学Ⅱ	1		
	身体障害作業療法治療学演習	2		
	精神障害作業療法治療学	1		
	精神障害作業療法治療学演習		2	
	発達障害作業療法治療学	1		
	発達障害作業療法治療学演習		2	
	老年期障害作業療法治療学	1		
	老年期障害作業療法治療学演習		2	
	日常生活活動治療学	1		
	日常生活活動治療学演習	1		
	高次脳機能障害治療学	1		
	内部障害作業療法治療学	1		
	義肢・装具学	1		
	リハビリテーション支援機器概論	1		
	就学・就労支援概論	1		
	セラピューティック・レクリエーション概論	1		
地域作業療法学	地域作業療法学総論	2		必修4単位
	地域作業療法学各論	2		
臨床実習	臨床実習Ⅰ（見学）	1		必修24単位
	地域臨床実習（見学）	2		
	臨床実習Ⅱ（評価）	5		
	臨床実習Ⅲ（総合）	8		
	臨床実習Ⅳ（総合）	8		
発展科目	国際リハビリテーション学		1	必修2単位+選択2単位以上
	芸術療法概論		1	
	アロマセラピー		1	

		東洋医学概論		1
		キャリア形成セミナー	1	
		研究法入門	1	
		研究法応用		1

卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。

#### 4. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整備学科

区 分	授 業 科 目 名	単位数		備 考	
		必修	選択		
総 合 教 育 科 目		大学入門セミナー	1		必修1単位
	科学的思考の 基盤	科学の基礎		1	必修2単位+選択4単位以上
		統計学の基礎		1	
		情報科学Ⅰ	1		
		情報科学Ⅱ	1		
		生命のしくみ		2	
		物質と自然のしくみ		2	
		生命の化学		2	
	人間と生活	生命倫理	2		必修3単位+選択7単位以上
		日本国憲法（法の基礎知識）		2	
		心理学		2	
		スポーツと健康		2	
		生涯スポーツⅠ	1		
		生涯スポーツⅡ		1	
		社会学		2	
		社会福祉論		2	
		教育学		2	
	言語とコミュニ ケーション	英語表現法Ⅰ	1		必修5単位+選択2単位以上
		英語表現法Ⅱ	1		
		英語表現法Ⅲ	1		
		英語表現法Ⅳ		1	
		医療英語		1	
		国語表現法	1		
		中国語Ⅰ		1	
		中国語Ⅱ		1	
		コミュニケーション学	1		
	専	人体の構造と 機能	人体の構造Ⅰ	2	
人体の構造Ⅱ			2		

門 教 育 科 目		人体の構造演習	2			
		人体の機能Ⅰ	2			
		人体の機能Ⅱ	1			
		人体の機能演習	1			
		運動生理学	2			
		基礎運動学	2			
		応用生理学	2			
	疾病と障害		病因・病態学Ⅰ	1		必修11単位
			病因・病態学Ⅱ	1		
			内科診断学	2		
			内科各論	1		
			外科各論	2		
			整形外科学	1		
			リハビリテーション論Ⅰ	1		
			リハビリテーション論Ⅱ	2		
	保健医療福祉 と柔道整復の 理念		保健医療福祉概論	1		必修8単位
			療養費と法の基礎	1		
			柔道整復関係法規	2		
			衛生・公衆衛生学Ⅰ	1		
			衛生・公衆衛生学Ⅱ	1		
			柔道実技	2		
	基礎・臨床整 復学		整復学総論	2		必修27単位
			整復学各論Ⅰ（頭部・胸部・上肢帯）	2		
			整復学各論Ⅱ（脊柱・上肢近位部）	2		
			整復学各論Ⅲ（上肢遠位部）	2		
			整復学各論Ⅳ（骨盤・下肢近位部）	2		
			整復学各論Ⅴ（下肢遠位部）	2		
			整復学各論Ⅵ（軟部組織）	2		
			画像診断学	2		
		整復評価学	2			
		臨床整復学	2			
		整復総合演習Ⅰ	3			
		整復総合演習Ⅱ	3			
		柔道整復総合ゼミ	1			
整復実技		整復学実技ⅠA（頭部・胸部・上肢帯）	1		必修21単位	

	整復学実技ⅠB（頭部・胸部・上肢部）	1		
	整復学実技ⅡA（脊柱・上肢近位部）	1		
	整復学実技ⅡB（脊柱・上肢近位部）	1		
	整復学実技ⅢA（上肢遠位部）	1		
	整復学実技ⅢB（上肢遠位部）	1		
	整復学実技Ⅳ（骨盤・下肢近位部）	1		
	整復学実技Ⅴ（下肢遠位部）	1		
	整復学実技ⅥA（軟部組織）	1		
	整復学実技ⅥB（軟部組織）	1		
	整復臨床実習Ⅰ	2		
	整復臨床実習Ⅱ	2		
	整復治療学Ⅰ（テーピング実技）	1		
	整復治療学Ⅱ（徒手療法基本実技）	1		
	整復治療学Ⅲ（徒手療法応用実技）	1		
	整復治療学Ⅳ（後療法総合）	2		
	包帯学Ⅰ	1		
	包帯学Ⅱ	1		
医療複合	医学概論	2		必修8単位＋選択13単位以上
	健康管理学	2		
	リスクマネジメント論	2		
	高齢者ケア論	1		
	統合医療（代替医療）		2	
	応急処置実習		1	
	神経科学		1	
	医療経営学		2	
	子どもの発達と健康		1	
	動作分析学		1	
	キャリア形成セミナー	1		
健康・スポーツ科学	臨床心理学概論		1	
	食品栄養学		1	
	健康づくり概論		2	
	健康運動実習Ⅰ		1	
	健康運動実習Ⅱ		1	

	健康スポーツ理論	2
	アスレティックトレーナー概論	1
	スポーツトレーニング論Ⅰ	1
	スポーツトレーニング論Ⅱ	1
	スポーツコーチング論	1
	スポーツ社会学	1
	フィットネス実習Ⅰ	1
	フィットネス実習Ⅱ	1
	スポーツ理学療法特論	1
	アロマセラピー	2
	マイオケア（トリガー理論）	2
	リフレクソロジー	1
	ヨーガ	1
	太極拳	1

卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。

5. 保健医療学部 臨床検査学科

区 分	授 業 科 目 名	単位数		備 考	
		必修	選択		
総合 教育 科目	東洋医療の基礎・導入教育	1		必修1単位	
	科学的思考 の基盤	科学の基礎		1	必修4単位＋選択2単位 以上
		統計学の基礎		1	
		情報科学		2	
		生命のしくみ	2		
		物質と自然のしくみ		2	
	生命の化学	2			
	人間と生活	生命倫理	2		必修2単位＋選択8単位 以上
		日本国憲法（法の基礎知識）		2	
		心理学		2	
		スポーツと健康		2	
		生涯スポーツⅠ		1	
		生涯スポーツⅡ		1	
		社会学		2	
		社会福祉論		2	
		教育学		2	
	言語とコミ ュ	英語表現法Ⅰ	1		必修3単位＋選択4単位 以上
		英語表現法Ⅱ	1		

	ニケーション	英語表現法Ⅲ	1		
		英語表現法Ⅳ		1	
		医学英語		2	
		国語表現法		1	
		中国語Ⅰ		1	
		中国語Ⅱ		1	
専門教育科目	基礎医学	人体の構造Ⅰ	1		必修21単位
		人体の構造Ⅱ	2		
		人体の構造実習	1		
		人体の機能Ⅰ	1		
		人体の機能Ⅱ	2		
		人体の機能実習	1		
		公衆衛生学	2		
		生化学Ⅰ	1		
		生化学Ⅱ	2		
		病理学	1		
		病理診断学	2		
		分析化学		2	
		薬理学	2		
		医用工学概論	2		
	医工情報学実習	1			
	臨床検査学	臨床検査学の基礎	2		必修59単位
		臨床検査総論	2		
		血液検査学Ⅰ	2		
		血液検査学Ⅱ	2		
		血液検査学実習	1		
生理機能検査学Ⅰ		2			
生理機能検査学Ⅱ		2			
生理機能検査学Ⅲ		2			
生理機能検査学実習Ⅰ		1			
生理機能検査学実習Ⅱ		1			
臨床化学検査学Ⅰ		2			
臨床化学検査学Ⅱ		2			
臨床化学検査学実習		1			
一般検査学		2			
一般検査学実習		1			
輸血・移植検査学Ⅰ		2			
左記以外で専門教育科目の選択科目18単位以上					

	輸血・移植検査学Ⅱ	1		
	輸血・移植検査学実習	1		
	免疫検査学Ⅰ	2		
	免疫検査学Ⅱ	1		
	免疫検査学実習	1		
	基礎微生物学	1		
	微生物検査学Ⅰ	2		
	微生物検査学Ⅱ	2		
	微生物検査学実習	2		
	病理検査学	2		
	病理検査学実習	1		
	画像検査学	2		
	遺伝子検査学	2		
	遺伝子検査学実習	1		
	検査総合管理学	2		
	医療安全管理学	2		
	医動物検査学	1		
	臨床病態学Ⅰ	2		
	臨床病態学Ⅱ	2		
	関係法規	1		
	総合演習Ⅰ			2
	総合演習Ⅱ			2
	臨床検査学特論	1		
	総合検査技術演習			1
	臨地実習			1 1
細胞診断学	細胞診断学	1		必修 2 単位
	細胞診断学実習	1		
	細胞診断学特論Ⅰ		3	
	細胞診断学特論Ⅱ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅰ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅱ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅲ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅳ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅴ		3	
総合領域	医学概論	2		必修 4 単位
	食品栄養学	2		



	食品管理学		2	
	エキスパート検査学		2	
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。				

6. 保健看護学部 保健看護学科

区 分	授 業 科 目 名	単位数		備 考	
		必修	選択		
総合 教育 科目	東洋医療の基礎・導入教育	1		必修1単位	
	科学的思考 の基盤	科学の基礎		1	選択6単位以上
		統計学の基礎		1	
		情報科学		2	
		生命のしくみ		2	
		物質と自然のしくみ		2	
		生命の化学		2	
	人間と生活	生命倫理	2		必修2単位+選択8単位以上
		日本国憲法（法の基礎知識）		2	
		心理学		2	
		スポーツと健康		2	
		生涯スポーツⅠ		1	
		生涯スポーツⅡ		1	
		社会学		2	
		社会福祉論		2	
		教育学		2	
	言語とコミュ ニケーション	英語表現法Ⅰ	1		必修4単位+選択3単位以上
		英語表現法Ⅱ	1		
		英語表現法Ⅲ	1		
		英語表現法Ⅳ		1	
		医療英語		1	
		国語表現法		1	
		コミュニケーション学	1		
		手話		1	
	看護に いかす 心と体 のしく み	人体の構造Ⅰ	1		必修22単位+選択3単位以上 ※保健師選択学生は疫学・保健統計学演習・保健医療福祉政策論は必修
		人体の構造Ⅱ	1		
		人体の機能Ⅰ	1		
		人体の機能Ⅱ	1		
生体を構成する物質とはたらき		1			
人間の発達		1			

専門教育科目	看護専門基礎	日常生活活動学 (ADL)		1		
		看護に いかす 疾病の 成り立 ちと 回復の 促進	看護にいかす病因・病態学	1		
			看護にいかす疾病論Ⅰ(急性期)	2		
			看護にいかす疾病論Ⅱ(慢性期)	2		
			看護にいかす疾病論Ⅲ(精神)	1		
			看護にいかす疾病論Ⅳ(母性・小児)	1		
			看護にいかす疾病論Ⅴ(老年)	1		
			看護とくすり	2		
		看護に いかす 生活と 保健	食生活と健康		2	
			カウンセリング論		2	
			保健・医療・福祉制度論	2		
			疫学		2	
			保健統計学	2		
	保健統計学演習			2		
	保健医療福祉政策論			2		
	基礎 看護学 分野	看護学概論	2			
		看護活動と理論	1			
		フィジカルアセスメントⅠ	1			
		フィジカルアセスメントⅡ	1			
		看護過程論	2			
		基礎看護技術論Ⅰ(共通技術)	1			
		基礎看護技術論Ⅱ(日常生活援助技術)	1			
		基礎看護技術論Ⅲ(診療の補助技術)	1			
		臨床看護実践論	1			
		基礎看護学実習Ⅰ	1			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			
		看護専門	成育 看護学 分野	女性の健康と看護	1	
	母性看護方法論Ⅰ			1		
母性看護方法論Ⅱ	1					
母性看護展開論	1					
子どもの健康と看護	1					
小児看護方法論Ⅰ	1					
小児看護方法論Ⅱ	1					
小児看護展開論	1					

必修75単位+選択4単位以上  
 ※保健師選択学生は公衆衛生看護学分野の全ての科目は必修  
 助産師選択学生は助産学分野の全ての科目と子育て支援論は必修

専門教育科目		母性看護学実習	2	
		小児看護学実習	2	
	臨床実践看護学分野	成人期の健康と看護	1	
		成人期の健康回復支援論	2	
		成人看護実践論Ⅰ（急性期・回復期）	1	
		成人看護実践論Ⅱ（慢性期・終末期）	1	
		成人看護展開論	1	
		心の健康と看護	1	
		精神看護方法論Ⅰ	1	
		精神看護方法論Ⅱ	1	
		精神看護展開論	1	
		成人看護学実習Ⅰ	3	
		成人看護学実習Ⅱ	3	
		精神看護学実習	2	
	老年・在宅実践看護学分野	くらしと看護	2	
		老年期の健康と看護	1	
		老年看護方法論Ⅰ	1	
		老年看護方法論Ⅱ	1	
		老年看護展開論	1	
		地域ふれあい実習	1	
		老年看護学実習	2	
		在宅療養と看護	1	
		在宅看護方法論Ⅰ	1	
		在宅看護方法論Ⅱ	1	
		在宅看護展開論	1	
		在宅看護学実習	2	
		公衆衛生看護学概論	2	
		健康教育論	1	
	ライフサイクルと保健活動	2		
	地域看護学実習	1		
看護の統合と専門展	総合実践看護学分野	看護倫理学	1	
		看護マネジメント論	1	
		リスクマネジメント論	1	
		災害・国際看護論	1	
		研究方法論基礎	2	
		総合看護学演習	2	
		総合看護学実習	2	

開	公衆衛生看護学分野	障害者と感染症の保健活動	2	
		家族看護論	1	
		子育て支援論	1	
		公衆衛生看護支援論	2	
		公衆衛生看護計画論	2	
		学校保健論	1	
		産業保健論	1	
		公衆衛生看護管理論	1	
		公衆衛生看護学実習	5	
		公衆衛生看護学研究	2	
	助産学分野	助産学概論	1	
		助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）	2	
		助産診断・技術学Ⅱ（分娩期）	2	
		助産診断・技術学Ⅲ（産褥期）	2	
		助産診断・技術学Ⅳ（ハイリスク妊産褥婦・新生児）	2	
		助産診断演習	1	
		助産技術演習	1	
		助産管理Ⅰ	1	
		助産管理Ⅱ	1	
		助産学実習	1 1	
		助産学研究	2	
	看護学専門展開分野	看護にいかすツボ刺激	1	
		看護にいかすアロマセラピー	1	
		看護にいかす手技療法	1	
	看護の統合と専門展開	看護学専門展開分野	ケアマネジメント論	1
			チーム医療論	1
		看護学専門展開分野	看護学研究	2

卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。

別表第2 学生納付金（第33条・第34条関係）

項 目	1年次	2年次以降
入 学 金（全学科共通）	200,000円	—

授 業 料	保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	1,200,000円	1,200,000円
		理学療法学科	1,200,000円	1,200,000円
		作業療法学科	1,200,000円	1,200,000円
		ヘルスプロモーション整復学科	1,200,000円	1,200,000円
		臨床検査学科	1,200,000円	1,200,000円
	保健看護学部	保健看護学科	1,200,000円	1,200,000円
教育充実費	保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	600,000円	650,000円
		理学療法学科	400,000円	450,000円
		作業療法学科	400,000円	450,000円
		ヘルスプロモーション整復学科	400,000円	450,000円
		臨床検査学科	400,000円	450,000円
	保健看護学部	保健看護学科	440,000円	490,000円
納入期日 前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)				

- 1 入学金は入学手続き時に納入する。
- 2 授業料、教育充実費は前後期分納とする。
- 3 入学検定料は30,000円（初回入学検定時のみ納入）とする。
- 4 入学検定料、授業料等の減額又は免除については、別に定める。

別表第3 科目等履修生納付金（第43条関係）

項 目	金 額	備 考
登 録 料	20,000 円	更新の場合は不要
授 業 料	20,000 円	1単位につき